的施設を有する非居住者は同日において当該金融商品取引業者等の営業所の長に非課税口座開設届出書の提出をしたものと、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者は同日に当該金融商品取引業者等と特定非課税累積投資契約を締結したものと、当該金融商品取引業者等の営業所の長は同日に第六項に規定する所轄税務署長に同項に規定する届出事項を提供したものとそれぞれみなして、第九条の八及びこの条の規定を適用する。

第三十七条の十四第三十四項中「第十三項」を「第八項」に改め、「、第十項の所轄税務署長が同項の金融商品取引業者等の営業所の長を経由して同項各号に定める書類又は書面の交付をする際に当該所轄税務署長が当該金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報に関する事項」を削り、「第十二項」を「第七項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十五項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定又は特定累積投資勘定」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十六項を同条第三十二項とし、同条第三十七項中「第三十五項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十八項中「第三十五項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十九項中「第三十七項」を「第三十三項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第四十項中「第三十七項及び第三十八項」を「第三十三項及び第三十四項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第四十一項中「第三十八項」を「第三十四項」に改め、同項を同条第三十七項とする。

第三十七条の十四の二第四項第一号中「次項」を「次項及び第六項第二号」に改め、同項第三号中「一月一日」の下に「又は令和六年一月一日のいずれか早い日」を加え、同条第五項第一号中「平成三十五年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に改め、同項第三号中「平成三十五年」を「令和五年」に改め、同項第四号中「平成三十六年」を「令和六年」に、「平成四十年」を「令和十年」に改め、同条第六項中「前年十二月三十一日」の下に「又は令和五年十二月三十一日のいずれか早い日」を加え、同項第二号中「第四項第一号に規定する」を削り、同条第八項中「前年十二月三十一日」の下に「又は令和五年十二月三十一日のいずれか早い日」を加え、同条第十二項中「平成三十五年九月三十日」を「令和五年九月三十日」に改め、同条第十八項中「及び前条第六項に規定する申請書の同項に規定する提出（当該申請書の提出にあつては、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者がその年一月一日において二十歳である年の前年十二月三十一日までにするものに限る。）」を削り、同条第二十項中「者は」の下に「、当該未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に」を加え、「この条」を「第二十二項まで」に、「を、当該未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければ」を「の提出（当該未成年者口座廃止届出書の提出に代えて行う電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による当該未成年者口座廃止届出書に記載すべき事項の提供で、その者の第三十七条の十一の四第一項に規定する住所等確認書類の提示又はその者の同項に規定する特定署名用電子証明書等の送信と併せて行われるものを含む。以下第二十二項までにおいて同じ。）をしなければ」に、「を提出した」を「の提出をした」に改め、同条第二十二項中「を提出した」を「の提出をした」に改め、「九月三十日」の下に「又は令和五年九月三十日のいずれか早い日」を加える。

第四十条の三の二第一項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第四十条の三の三第十六項中「及び第四項並びに」を「から第五項まで及び」に、「前二項の」を「この」に、「前二項及び」を「及び」に、「同法第四十条の三の三第十六項」を「同条第十六項」に、「同条第四項」を「同条第四項中「の規定により」とあるのは「及び租税特別措置法第四十条の三の三第十六項」と、同条第五項」に、「第一項又は前項」を「又は前二項」に、「第一項、前項」を「若しくは前二項」に、「が前条」を「日が前条」に、「、前条」を「同条」に、「、前条及び同項」を「前条及び同項」と、同項第四号ロ中「前条」とあるのは「前条及び租税特別措置法第四十条の三の三第十六項」に改め、同条第十七項中「又は賦課決定」を「若しくは賦課決定又は同条第四項の規定による賦課決定」に改め、同条第十九項中「又は賦課決定」を「若しくは賦課決定又は同条第四項の規定による賦課決定」に、「同項中「」を「同項中「（」に、「あるのは、「」を「あるのは「（」に、「とする」を「と、「、第七十条第三項」とあるのは「、同法第四十条の三の三第十六項の規定により読み替えて適用される第七十条第三項」と、「第七十条第四項」とあるのは「同法第四十条の三の三第十六項の規定により読み替えて適用される第七十条第四項」とする」に改める。

第四十一条第一項中「平成三十三年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第三項第二号及び第五号並びに第四項第二号中「平成三十三年」を「令和三年」に改め、同条第十一項中「平成三十三年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第十三項及び第十六項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に、「平成三十二年十二月三十一日」を「令和二年十二月三十一日」に改め、同条第二十一項中「翌年又は翌々年」を「翌年以後三年以内の各年」に改める。

第四十一条の二第三項第三号中「平成三十三年」を「令和三年」に改め、同項第四号中「平成三十一年又は平成三十二年」を「令和元年又は令和二年」に改める。

第四十一条の三第一項中「前年分又は前々年分」を「前三年以内の各年分」に改める。

第四十一条の三の二第一項中「平成三十三年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第四項第一号中「平成三十三年」を「令和三年」に改め、同条第五項及び第八項中「平成三十三年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第十七項第二号中「平成三十三年」を「令和三年」に改める。

第四十一条の四の二の次に次の一条を加える。

（国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例）

第四十一条の四の三　個人が、令和三年以後の各年において、国外中古建物から生ずる不動産所得を有する場合においてその年分の不動産所得の金額の計算上国外不動産所得の損失の金額があるときは、当該国外不動産所得の損失の金額に相当する金額は、所得税法第二十六条第二項及び第六十九条第一項の規定その他の所得税に関する法令の規定の適用については、生じなかつたものとみなす。

2　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　国外中古建物　個人において使用され、又は法人（所得税法第二条第一項第八号に規定する人格のない社団等を含む。）において事業の用に供された国外にある建物であつて、個人が取得をしてこれを当該個人の不動産所得を生ずべき業務の用に供したもの（当該不動産所得の金額の計算上当該建物の償却費として同法第三十七条の規定により必要経費に算入する金額を計算する際に同法の規定により定められている耐用年数を財務省令で定めるところにより算定しているものに限る。）をいう。

二　国外不動産所得の損失の金額　個人の不動産所得の金額の計算上国外中古建物の貸付け（他人（当該個人が非居住者である場合の所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。以下この号において同じ。）に国外中古建物を使用させることを含む。）による損失の金額（当該国外中古建物以外の国外にある不動産、不動産の上に存する権利、船舶又は航空機（以下この号において「国外不動産等」という。）の貸付け（他人に国外不動産等を使用させることを含む。）による不動産所得の金額がある場合には、当該損失の金額を当該国外不動産等の貸付けによる不動産所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額）のうち当該国外中古建物の償却費の額に相当する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

3　第一項の規定の適用を受けた国外中古建物を譲渡した場合において、当該譲渡による譲渡所得の金額の計算上控除する資産の取得費を計算するときにおける所得税法第三十八条の規定の適用については、同条第二項第一号中「累積額」とあるのは、「累積額からその資産につき租税特別措置法第四十一条の四の三第一項（国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例）の規定により生じなかつたものとみなされた損失の金額に相当する金額の合計額を控除した金額」とする。

4　前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。